

第2回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会 議事録

日 時	令和3年10月29日(金) 午後2時～4時	場 所	山梨県防災新館406
出席者	(出席委員) 外川伸一委員、鷺見よしみ委員、五味和仁委員、塩澤ゆきね委員、磯野賢委員、田村一貴委員、櫻井茂委員、天野奥津江委員 (オブザーバー) 神宮司易所長、功刀清弘主任 (事務局) 細田尚子課長、浅川弘文総括課長補佐、林史岳課長補佐、三井朝日主事		
<p>◆次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ (健康長寿推進課長) 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県立介護実習普及センターの在り方について【事務局案】 ・その他 4 閉 会 <p>◆配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次第 ○名簿 ○座席表 ○山梨県立介護実習普及センターの在り方について (事務局案) (資料1) ○山梨県立介護実習普及センター講座等の在り方に関する検討資料 (資料2) ○第1回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会意見一覧 (資料3) <p>◆内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ <ul style="list-style-type: none"> 細田健康長寿推進課長あいさつ 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県立介護実習普及センターの在り方について【事務局案】 ※事務局より配布資料により説明 			

(事務局案に対する以下、委員からの意見等)

①施設・設備の維持管理及び福祉用具の展示について

(田村委員)

福祉用具の展示の廃止に関しては異論なし。
福祉用具を使いたい場合には、担当ケアマネや市町村へ相談するということになるのか。

(事務局)

基本的にはそのように考えている。個別に相談いただき、必要があれば、自宅に来てもらうなど対応いただきたい。

(田村委員)

過去の実例であるが、デイサービスやショートステイを利用し、自宅介護をする方がいて、担当ケアマネに勤務の相談をしたところ、それはできない、無理ですと言われ、大変悩んでいた男性介護者がいた。

私が当時の介護実習普及センター所長に相談したところ、資料があるので、ケアマネにみせてあげてくれといった話があった。その時は住宅改修の関係で、資料を整えてくれた。

一人への相談だと知識不足などにより分からないといったことがあるかもしれないので、そういう場合の懸念をなくすため、せめて情報だけは持っていて欲しいと思う。

(事務局)

全てがそうであるとは思わないが、委員のお話しでは、実際には困っている介護者の方はいる。

例えば、地域包括支援センターへ相談いただくあるいはセカンドオピニオンなどにより、できないと言われたことをもう一度別の方面に聞いていただくことも必要であると考えます。

介護者は様々な困りごとがあり、情報がない中で、別の方に意見を聞くことを思いつかないことがあるかもしれないが、基本的には地域包括支援センターなどへ相談いただき、次のサポートを受けられる体制整備ができないかと考えている。

(天野委員)

介護者の方は困ったときに、1分でも1秒でも早く解決したいという思いがあり、その場合一番身近で相談できるのがケアマネだと思っている。

ただ、ケアマネが困っている方全員についていないので、その場合は、地域包括支援センターへ相談いただきたいと考えている。

また、ケアマネ自身も困ることがあると思われるので、その場合は、地域包括支援センターを活用いただき、カバーできると思っている。

身近なところにこうした窓口がない場合、介護実習普及センターにこうした窓口があったとしても、実際に相談できる方は限られていて、遠方の方は足を運ぶことができないと考える。福祉用具の実物を見たいとなった場合、雑誌やカタログの写真などを通じて、一緒に考えることができれば良いと考える。

かつて市町村には在宅介護支援センターがあり、福祉用具の展示コーナーを設けていた。介護の現場は毎年新しい福祉用具が登場するが、それを更新していくことを市町村ではできなかった。同様に介護実習普及センターが利用者の相談に乗るため、福祉用具を更新していくことは難しいと考える。違った場所でカバーができれば良いと思う。

施設管理の維持管理が福祉用具の展示がないから廃止で良いのかということ、実は介護実習普及センターがどういう場所にどういう建物に配置されるかによって左右されると思う。福祉用具がないから廃止ということが分からなかったので、例えば、講座の実施場所、器具あるいは職員が駐在場所など、何らかの施設の管理は必要となると考える。つまり、展示を廃止することが施設の維持管理の廃止につながるか否かは疑問がある。

(事務局)

指定管理をする際は、県が管理すべき建物があり、それを第三者に管理してもらうために出すこととなる。介護実習普及センターの場合は、福祉プラザの1階の一部を管理するために指定管理として出している。業務の中で管理スペースを大きく使う福祉用具の展示があることから、この業務をもって指定管理に出すことができる。展示が廃止となった場合、セミナーを開催する場所、事務室などは現在、福祉プラザから無償貸与という形になっているため、返すことになるが、セミナー開催場所や事務室などが、廃止後に必要となれば、指定管理ではなく別の形で対応することになる。

(座長)

要するに介護実習普及センターは現在、公の施設という位置付けになっており、公の施設については、地方自治法上、県の直営あるいは指定管理にだすことになっているので、公の施設としてのセンターを廃止することは、指定管理を行う余地がないということだと思われる。

ただ、次の議題にはなるが、介護講座等を実施する場所は、公の施設の介護実習普及センターではなく、福祉プラザの中のスペースを使っていくということを考えているということだと思う。

(磯野委員)

天野委員と同じ意見で、これだけ福祉用具が毎年新しく変わっていくなかで、展示による情報提供は非常に難しいと考える。展示を廃止することで、他のところでその機能を担っていくとう流れができればと考えている。

先ほどの話に戻るが、介護実習普及センターの役割として委託事業の形で、そのまま存続していくが、内容が変わるといふ話でよいのか。指定管理と委託の分けがどこで変わるのかが分からなかったので、そこがはっきり分かるようにできればと考えている。

(事務局)

先ほど座長が仰ったとおり、公の施設を管理する際は、直営あるいは指定管理となることから、公の施設があるか否かで決まってくる。

今までは福祉用具の展示があったので、指定管理に出していたが、展示が廃止となる場合、公の施設がなくなるため、指定管理に出す必要がなくなる。講座開催はソフト事業であり、直営あるいは委託のどちらかで実施することになると考える。

(座長)

福祉プラザを思い浮かべてもらおうと、介護実習普及センターがある福祉プラザの1階部分を公の施設、公共施設という位置付けにしている。

公共施設が廃止される場合、県が直営あるいは指定管理のいずれかにすることが地方自治法上決まっている。公の施設を廃止した場合、場所としては残っているが、公の施設はなくなったと捉えることとなる。その場合、この場所を管理する必要がなくなる。残っている事業については、施設の管理ではないので、別の形で委託あるいは直営などになると考える。つまり、福祉プラザの一角が公共施設に位置付けられていることから、この位置付けを止めたいということだと思ふ。

(鷺見委員)

介護実習室についても指定管理の施設という位置付けなのか。

(事務局)

調理実習室や介護実習室も指定管理の施設である。
視聴覚のエリアやホールなどは、別となる。

(磯野委員)

介護実習普及センターを場所と捉えることができたが、センターを何らかの委託業務に変えるという理解でよいのか。

(事務局)

まだ、それで決定ということ訳ではないが、事務局案としては、残るのは建物等ではなく、講座開催という事業のみが残ることである。

②介護講座、研修等について

(鷲見委員)

基本的には、地域包括支援センターが、一元的に相談業務を行うことは、本来の役割であるので、良いと思う。

本県では、ほとんどの市町村が直営の地域包括支援センターであり、割と市町村によって規模やマンパワーの問題で、体制が異なるため、受けた相談に対して対応ができないこともあると考える。地域課題解決につながるようなことを研修等のテーマに加えていただければと思う。例えば、生活困窮者への対応、人権への配慮などは、県民がこういう意識を持つことは今後良いことだろうと思うので、市町村における地域課題解決に資するものや県民意識を変えるようなものをテーマに入られれば良いと考える。

(事務局)

県ではヤングケアラーの支援策やコロナ禍における生活困窮者の救済など多岐にわたる問題を考えているところである。たしかにヤングケアラーを認知していくためのセミナーを講座の中で実施していくことも良いと考える。

講座内容等については、今後考えていきたい。

(田村委員)

地域包括支援センターへ話を持っていくという話が多いが、負担が大きく、対応できないことから、苦情もでてくる。セカンドオピニオンの話もあったが、なかなか求めることができない。その場合に公的な受け皿が必要であると考え。仮に期待どおり、担うことができているならば、問題はない。私の立場からすると、公的な立場の外からどうしてもお話をしなければならぬと思う。

福祉器具の展示を廃止することは構わないが、いざというときに、情報くらいは公的なところからとれないと民間企業は需要のあるところに引っ張られるので、需要のないところには対応してもらえない可能性がある。本人あるいはその家族は、自らの状況に合ったものがないかを探しているのだから、今回整理されている部分、相談業務も含め、しっかり見直しをして欲しいと考える。

(事務局)

全てを地域包括支援センターで解決できるかと言えば、そうではないと考える。高齢者や障害者、生活困窮者の問題は全て市町村で対応できる訳ではないことから、NPO 法人の支援など、周辺や側面からの支援を通じて解決していくことが現実的である。

相談事業については、過去の業務内容を見ると、別の窓口につないでいることがほとんどである。県民の中には、介護実習普及センターを頼りにしている方もいると思うが、市町村との棲み分けを行っていかねば、二重行政を解消できないままになってしまう。今回がこうした整理を行う良い機会だと考えている。今まで相談事業を利用してきた方には、地域の相談窓口を利用してもらおう、きちんと周知していきたいと考えている。

全ての問題を市町村で解決できないことは理解しているが、事業の整理としては、ここで廃止という案を考えている。

(田村委員)

今回整理しなければならないということは察するが、コロナ禍において、認知症の人と家族の会としての活動は活発にはできなかった。市町村や関係団体と様々な話をする中で、それぞれが連携して問題解決をできていれば良かったが、自分たちの分野でしか問題解決できないため、解決できない問題があることを聞いている。

今回の検討会で整理し、対応できなくなる方をどうするか考えたときに、救えない、同じ事の繰り返しのような感じがする。例えば、認知症サポーターなどの教育関連の講座を教育委員会と連携ができるのか。相談業務については、県精神保健福祉センターで認知症の方の相談項目が導入できていないなど、セカンドオピニオンができる体制ではないと考える。それは、村度やセクショナリズムが原因であり、もう一步踏み込んだことをしないと、たとえ業務を整理しても変わらないと考える。

(座長)

介護実習普及センターが相談業務を継続すれば、田村委員の仰ったような良い方向にいくということなのか。

(田村委員)

おそらく以前は、相談があった場合、そこで対応できないときは、対応不可となっていたと思うが、受けた相談を色々なところに振るといったことがなされ、振られた先がいくつかあれば、それぞれが専門的なところに繋げるといったことが理想であると考えます。こうした流れが曖昧であるので、相談先が解決できなければ対応ができないということになる。介護実習普及センターの相談業務に期待することは、受けた相談を仕分けることである。相談者に対して、ここに相談してくださいなど、つなげるための情報を持っていて欲しい。10年来、相談業務体制についてお願いしており、できているような感じはするが、実際に解決できていない問題が多い。県社協との問題かもしれないが、こうしたつなぐ先の情報などを持っていて欲しいと思う。

(座長)

つまりは、県社協が様々な相談を交通整理できるような仕組みづくりをして欲しいということでしょうか。

(田村委員)

そのとおりである。

(天野委員)

田村委員の仰ることはよく分かる。市町村において、漏れてしまう相談や昔でいうところのたらい回しといったことなど、電話で叱られることもある。こうした中で、社会

福祉法が改正となり、障害や子育て、高齢者も全ての相談窓口を一本化する重層的支援体制整備を国が推進している。市町村では少しずつこうした動きに合わせて進めているところである。総合相談窓口を南アルプス市のように既に設けているところもあるが、ほとんどは設置できていないと思う。困った方をその場で対応できるような体制を各市町村が考えなければならない時代になってきている。各市町村の温度差はあり、明日から来年からそうした体制になる訳ではなく、ここ2～3年は若干足踏みするかもしれませんが、国はこうした動きになっているので、重圧は確実にかかっている。

一方でセカンドオピニオンの相談窓口は非常に重要であると考えている。市町村にも悩み事は多々あり、専門職や住民からの相談で悩むことを相談できる窓口は、県の中に必要であると考えている。苦情ではない市町村からの相談を介護実習普及センターに置くのかあるいは、別の場所に設置するのか、ぜひこの機会に検討いただければありがたい。

また、相談、情報提供について、事業の目的に「知識及び技術を普及」とあるので、講座だけではなく、全ての県民に情報提供することを「2 介護講座、研修等」に含めていただけるとありがたい。

(事務局)

情報提供というと具体的にはどのような情報を指すのか。

(天野委員)

講座だと興味のある方が受講して話を聞くことになると思うが、どちらかと言うと、あまり関心の無い方にもこういう問題、例えば、介護の問題は地域包括支援センターで相談できるといったようなことをホームページに掲載するなどが考えられる。

また、先ほど鷺見委員が仰った高齢者福祉に関する地域課題の情報発信なども考えられる。若い方はネットを見ると思うので、色々な形で発信いただきたい。

(事務局)

多岐に渡る業務、分野をまたがるため、先ほどの総合相談窓口と同じ考え方になると思うが、高齢者だけではなく、障害者、生活困窮者などを含めた相談窓口と情報発信を県が担うべきといった意見だったと思う。

大きな課題になるため、意見を頂戴する形とさせていただきたい。

(磯野委員)

目的に「高齢者の介護に関する知識の普及」とあり、おそらく健康長寿推進課の管轄なので、「高齢者」を除くことができないと考えるが、その認識で良いか。高齢者に縛られず、「……県民の福祉の向上を図る」とした方が素直だと思う。

(座長)

これは、「山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例」の中で、第1条で高齢者と記載されており、現在は高齢者を対象とするということになっている。議会で議決された条例の内容がこうなっており、ヤングケアラーなどの様々な問題

があるが、おそらく介護実習普及センターだけで受け止めるのではなく、福祉保健部あるいは関連部局で横断的に受け止めるべき問題であると考えている。

(天野委員)

若年性認知症の方も地域にいますので、市町村では条例で高齢者等としており、様々なサービスを若い人も受けられるように工夫している。この際、条例改正等で「等」を入れることも一案かと思う。

(鷺見委員)

皆さんのお話しは、この中に収まらないことがたくさんあるということだと思う。先ほど、生活困窮者という話をしたが、もう一つ高齢者の中にいていただきたいことがある。住まいと住まい方ということで、いわゆる高齢者が独居している場合、本県では比較的サービス付き高齢者住宅に低賃金で住むことができる。こうした独居に移行していくような流れが安易にあって寂しい思いをしている。認知症の方も含めて一人暮らしが心許なくなった際に、サ高住を薦められていることから、こうしたこともきちんと議論すべきである。本来どうあるべきかという議論が県全体で行われるべきであるので、一度持ち帰っていただき、大きな視点で物事を考えていただきたいと思う。

(事務局)

ご意見いただき感謝申し上げます。全国的にサ高住の問題が表面化しているが、県土整備部との絡みもある。昨今の問題の多くは部局横断で取り組む必要があることは間違いないと思う。福祉保健部だけではなく、他部局横断で取り組んでいく必要があることは承知しており、検討会の報告事項としてきちんと報告したいと考える。ただ、今回の検討会は介護実習普及センターを具体的にどうするかといったことが議題であるので、まずはそちらに絞って結論は出させていただきたい。

(鷺見委員)

展示の運営の難しさは理解しており、廃止の方向で良いと思うが、介護実習普及センターの展示を活用してきた方々を思うと、関係性のないところで福祉用具を見たいという方もいたのではないかと思う。多分そういったニーズはあると思うので、例えば情報提供のための冊子を作成するなどが必要か考える。いずれにしても、気軽に相談できる、関係性をつくらずに相談できる場所は必要だと思う。加えて、実際の福祉用具を見ることができるよう、民間企業や関係団体との連携、購入して展示するのではなく、貸与するなど一案。

また、IoT 関係など、あまり場所をとらない機器の展示など、使い勝手が分かるだけでも良いと思う。

(塩澤委員)

維持や入替が難しいことは分かったが、実際に何も分からない人が触って見ることができることは大切だと思う。例えば、業者を紹介されて行ってみることを考えると、鷺見委員の仰るとおり関係性のないところで見たいということはある。

(田村委員)

オンライン講座の開催は、会でも期待している。今までは山梨支部を除く7地域の会長が甲府に集まって話をしていたが、このご時世でオンラインをやろうという動きがある。そこから見える可能性がすごくあると思う。関係団体や市町村がお願いをすれば、オンライン講座をやってもらえることに対して、期待している。

(事務局)

コロナ禍を契機として、集まるのが難しいことから、介護実習普及センターにおいては、オンラインの体制整備をしたところである。今のところ、講座の開催ということについてのみしか検討しておらず、例えば、家族の会の全国大会への利用などセンターの業務として、どんな風にできるかは考えさせていただきたい。

③相談、情報提供について

(田村委員)

相談、情報提供というのは、介護機器や研修等に係る相談等を廃止するという事で良いか。

(事務局)

実際に介護実習普及センターが受けている全ての相談が廃止の対象である。

(座長)

「山梨県立介護設置及び管理条例」によれば、第4条第3号に「高齢者の介護に関する相談及び情報提供に関する業務」とあり、高齢者という限定はつくが、あらゆる相談への対応や情報提供がセンター業務の一つとなっている。

(田村委員)

福祉用具の相談以外はあまり相談がないような気がしているが実際にはどうか。

(事務局)

実際には、介護の相談もある。実際に受けて回答できるものもあるが、身近な地域に繋いだ方が良いものは繋いでいる。

また、精神に関わる相談は、精神保健福祉センターなど専門のところに繋ぐなど、断らず対応している。

(天野委員)

相談、情報提供業務は、廃止の方向で考えたいということであるが、先ほど申し上げたとおり、何らかの方法で残す方向で検討いただきたい。福祉用具の展示との関わりの中で、関係のないところで福祉用具を見たいといった意見もあったので、研修、講座等にイベントという形で残すのはどうか。東京ビックサイトで年に

一度介護機器展が開催されており、山梨版を開催するのはいかがか。民間企業と連携して、東京に行けない方など広く県民を対象とすることで、展示が廃止になった際の代替案にできないかという意見である。

(事務局)

ご意見頂戴する。

(座長)

介護実習普及センターというより、福祉保健部としてイベント開催するというこの方が良いと思う。

④全体について

(田村委員)

会員から直接相談がくることがあり、自身のこだわりとして必ず答えを返すこととしている。実際には個人で回答ができることがほとんどであり、色々な方面へお願いすることで突破口がみえることがある。関わる人たち個々の熱意が大事だと思う。

・その他

(事務局)

お手元に配布した意見シートに発言し足りない方がいれば、11月5日(金)までにご意見記載のうえ、担当まで提出いただきたい。

また、次回は12月から1月までに開催したいと考えており、本日の意見を基に事務局の最終案を作成したいと考える。

(座長)

県としては、介護実習普及センターを廃止するか否かが一番の問題だと思う。介護保険制度開始よりも前に設置され、設管条例では読めないこともあると考える。

県にお願いすることは、高齢者に限らず、若年性の認知症やヤングケアラーといった問題をどこでどういう形で行うのか、設管条例を廃止して講座を委託する場合は、今ある形での講座ではなく新しい要素を付け加えていただき、特に介護を中心とした問題に合致した講座にしていきたい。

仮に介護実習普及センターが廃止となれば、事業はどこかに委託する形になると思う。その場合、委託先はどこが良いのかなど十分検討いただきたい。

本日の検討会での意見は、非常に広がりのある意見ばかりで、検討会の守備範囲を超えるものも多数あると思うので、事務局で整理いただくとともに、最終案をまとめていただきたいと考える。

長時間にわたり貴重な意見をいただき、感謝申し上げます。

4 閉会

以上